

住居手当に関する規則

〔平成18年10月30日〕
規則第10号

改正 平成20年3月31日規則第8号 平成25年2月21日規則第1号

住居手当に関する規則(平成7年北但行政事務組合規則第22号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成18年北但行政事務組合条例第7号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)第15条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
(準用)

第2条 住居手当に関しては、豊岡市職員の住居手当に関する規則(平成17年豊岡市規則第43号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、「豊岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成17年豊岡市規則第45号)第5条第2号」とあるのは「単身赴任手当に関する規則(平成18年北但行政事務組合規則第12号)で準用する豊岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成17年豊岡市規則第45号)第5条第2号」に、様式第1号中「豊岡市職員の住居手当に関する規則第6条」とあるのは「職員手当に関する規則」に、様式第1号中「総務部職員課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月21日規則第1号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。